

私立学校被災生徒等臨時支援金交付要綱

平成23年7月14日

23生私振第559号

生活文化局長決定

一部改正平成24年3月30日23生私振第1879号

一部改正平成27年5月1日27生私振第60号

一部改正平成28年11月10日28生私振第1086号

一部改正令和元年6月28日31生私振第595号

(趣旨)

第1 この要綱は、東日本大震災又は大規模災害により被災し、都内私立学校に転入等した園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の保護者等に対して、学校教育に要する経費の一部を緊急に援助することにより経済的な負担を軽減し、緊急に生徒等の就学機会を確保するため、東京都が交付する私立学校被災生徒等臨時支援金（以下「支援金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 東日本大震災 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害をいう。
- (2) 大規模災害 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。）に基づき、激甚災害（本激）に指定された災害（地震は最大震度が7であるものに限る。）のうち、文部科学大臣が支援を行うことが必要と認める災害をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律26号）第16条に規定する保護者をいう。保護者がいない場合は、当該生徒等の生計を維持している者を保護者とみなす。

(交付対象者)

第3 支援金の交付対象者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 東日本大震災又は大規模災害により被災し東京都内に避難転居したため、就学が困難となり、東京都内に所在する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校（高等課程）及び幼保連携型認定こども園（以下「学校」という。）に入学した生徒等の保護者のうち、引き続き経済的な理由により当該生徒等が就学困難な状況にある者で、他から同種の就学援助を受けていない者とする。ただし、避難先に定住をした、又はすることの意思確認がなされた場合には対象外とする。
- (2) 私立幼稚園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条に定める特定教育・保育施設及び幼保連携型認定こども園については、支援法第19条第1項に掲げる小学校就学前子どもとして同法第20条第4項に定める認定を受けた幼児を対象とする。

2 前項に規定する入学には、学校が学籍に関する記録を残さない事実上の就学を含むものとする。

(対象経費、額及び交付時期)

第4 支援金は、別表1に掲げる対象経費区分に応じ、対応する対象学種及び学年の生徒等について、同表交付金額欄に掲げる金額を交付する。

2 前項の規定に基づき交付する支援金額は、別表2に掲げる交付区分及び計算期間に応じて、それぞれ対応する交付時期までに3回に分割して交付する。ただし、止むを得ない理由により各計算期間後に申請があった者については、この限りでない。

(交付の申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書(別記第1号様式)に別に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第6 知事は、第5に規定する支援金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、支援金の目的及び認定要件に適合し交付を適当と認めるときは交付を決定し、支援金交付決定通知書(別記第2号様式)により、交付しないことを決定したときは支援金不交付決定通知書(別記第3号様式)号により、申請者に通知する。

2 前項の決定結果については、当該生徒等が在学する学校の長にも通知する。

(変更等の届出)

第7 支援金の交付を受けている者は、生徒等及び保護者の住所、氏名、在学状況等、支援金交付申請書に記載のある事項に変更が生じた場合には、速やかに知事に届出をしなければならない。

(実績の確認)

第8 知事は、当該生徒等が在学する学校の長に、交付申請のあった者の在学の有無と支援金の実費額に係る実績の確認を行う。

(支援金の交付手続)

第9 知事は、第8の実績の確認を行い、支援金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金の交付を受けた者に通知する。

2 支援金の交付は、金融機関の預金口座への口座振替の方法により行う。

(決定の取消し等)

第10 知事は、支援金の交付決定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支援金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金をその他の用途に使用したとき。

(3) この支援金の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(4) 保護者から支援金を辞退する申し出があったとき。

(支援金の返還)

第11 知事は、第10の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期日を定めて、その返還を求めることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第12 知事は、第10(1)及び(2)の規定により支援金の返還を命じたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。
2 支援金の返還を命じた場合において、納期日までに納付されないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

(撤回)

第13 申請者は、支援金の交付の決定の内容又は条件に異議があるときは、支援金交付決定通知書を受理した日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、支援金の取扱いに関する細目については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度の支援金に適用する。

附 則(23生私振第1879号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の支援金から適用する。

附 則(27生私振第60号)

この要綱は、平成27年度の支援金から適用する。

附 則(28生私振第1086号)

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則(31生私振第595号)

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

(別表1)

対象学種	対象経費	学年	交付金額	
幼稚園、 幼保連携型 認定こども 園	遠足・見学費、教科書・教科書 以外の図書費、学用品・実験実 習材料費、教科外活動費、その 他の学校教育費	全学年	月額	2,530円
小学校	修学旅行・遠足・見学費	第6学年	(実費)限度額	70,300円
	遠足・見学費	第1-5学年	(実費)限度額	29,200円
	教科書・教科書以外の図書費、 学用品・実験実習材料費、教科 外活動費、その他の学校教育費	全学年	月額	4,050円
中学校	修学旅行・遠足・見学費	第3学年	(実費)限度額	75,200円
	遠足・見学費	第1-2学年	(実費)限度額	48,200円
	教科外活動費	全学年	(実費)限度額	49,900円
	教科書・教科書以外の図書費、 学用品・実験実習材料費、その 他の学校教育費	全学年	月額	3,790円
高等学校、 専修学校 (高等課程)	修学旅行・遠足・見学費	第2学年	(実費)限度額	91,100円
	遠足・見学費	第1,3学年	(実費)限度額	33,000円
	教科外活動費	全学年	(実費)限度額	41,000円
	教科書・教科書以外の図書費、 学用品・実験実習材料費、その 他の学校教育費	全学年	月額	3,710円

注1 実費により定める額は、限度額の範囲内で、学校長から支援金の実費額に係る実績報告を受けた額とし、報告様式は別に定める。

注2 修学旅行の実施学年は、各学校の実態に合わせて読み替えるものとする。

(別表2)

交付区分	計算期間	交付時期
第1期	4月から7月までの在学期間に応じた月額支援金額	8月下旬
	7月31日までに学校長から確認報告のあった実費額	
第2期	8月から11月までの在学期間に応じた月額支援金額	12月下旬
	11月30日までに学校長から確認報告のあった実費額	
第3期	12月から3月までの在学期間に応じた月額支援金額	4月上旬
	3月31日までに学校長から確認報告のあった実費額	

注1 引き続き2月以上在学する生徒等については、月の初日又は末日に在学していれば、当該月は1か月在学したものとみなして月額支援金額を計算できるものとする。

別記第1号様式 私立学校被災生徒等臨時支援金交付申請書

別記第2号様式 私立学校被災生徒等臨時支援金交付決定通知書

別記第3号様式 私立学校被災生徒等臨時支援金不交付決定通知書